

3 放射能等に係る規制値等

放射性物質濃度に関する基準値等について

1 食品中の放射性物質に関する暫定規制値（食品衛生法・4月1日から新たな基準値の設定（別紙）） (H23.4.5 厚労省 食品安全部長通知による)

放射性物質	濃度 (Bq/kg)	測定方法
放射性ヨウ素 (ヨウ素131)	飲料水*	300 2,000
	牛乳・乳製品	
	野菜類（根菜、芋類を除く）	
	魚介類	
放射性セシウム (セシウム134, 137)	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	
	穀類	500
	肉・卵・魚その他	

* 食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な指標値は、100Bq/kg

2 肥料及び飼料中の放射性物質に関する暫定許容値 (H24.2.3 放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて)

放射性物質	濃度 (Bq/kg)	測定方法
放射性セシウム (セシウム134, 137)	肥料・土壤改良資材・培土	400 300 100 100
	馬、豚、家きん等用飼料	
	牛用飼料	
	養殖魚用飼料	

3 汚泥肥料中の放射性物質に関する暫定許容値（汚泥肥料は農家向け）

(H23.7.14 農水省 汚泥肥料に関する基礎知識とQ&A（一般向け）)

放射性物質	濃度 (Bq/kg)	測定方法
放射性セシウム	汚泥肥料	200 ゲルマニウム半導体検出器

原則：原料汚泥中の放射性Cs濃度が200 Bq/kg以下の場合は、汚泥肥料の原料として使用できる。

特例：原料汚泥の放射性Cs濃度が施用する農地土壤以下であり、かつ、1,000 Bq/kg以下であれば、汚泥肥料の原料として使用できる。

4 環境省が定める一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）に埋立処分できる基準値

(H23.6.28 環境省 一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて)

(H23.8.31 環境省 8,000Bq/kg を超え100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について)

放射性物質	濃度 (Bq/kg)	測定方法
放射性セシウム	埋立処分	8,000 100,000
	方針中の処分方法に従った埋立処分	

5 水浴場の放射性物質に関する暫定基準値

(H23.6.24 環境省 水浴場の放射性物質に関する指針について)

放射性物質	濃度 (Bq/kg)	測定方法
放射性ヨウ素 (ヨウ素131)	水浴場の水	30 50
	水浴場の水	

6 調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値

(H23.11.2 林野庁 調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について)

放射性物質	濃度 (Bq/kg)	測定方法
放射性セシウム	薪（乾重量）	40 280
	木炭（乾重量）	

7 きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値

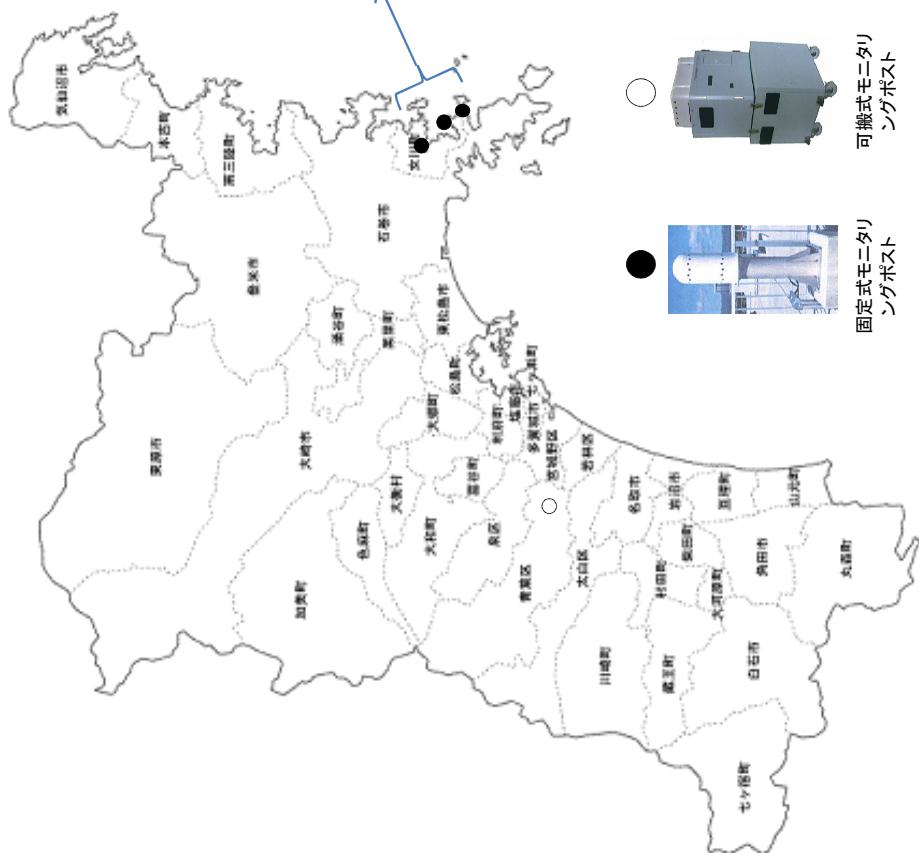
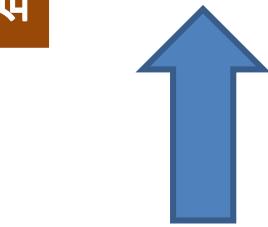
(H23.10.6 農林水産省 きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について)

放射性物質	濃度 (Bq/kg)	測定方法
放射性セシウム	きのこ原木（乾重量）	150 Ge半導体検出器またはNaIスペクトロメータ（木炭のみ）
	菌床用培地（乾重量）	

4 測定機器の整備

モニタリングポスト（空間放射線線量率の連続測定機器）の配備

年度内



モニタリングポスト等の設置数の推移

	合計基数	固定式	可搬式	合計基数	固定式	可搬式
女川原子力発電所周辺対策	3基	3	0	9基	9基	0
全県対策	1基	0	1	40基	40基	1
合計	4基	3	1	49基	49基	10

● 固定式モニタリングポスト

○ 可搬式モニタリングポスト

女川原子力発電所周辺対策	9基	3	5+予備1
全県対策	40基	40基	7
合計	49基	49基	10

● 合計

本県の放射能検査機器の配備状況

区分	番号	配置場所	対象圏域	簡易	精密	機器名称	台数	運用開始時期	備考	所管
農林産物等(食肉を除く)	1	産業技術総合センター	全県	○	○	ゲルマニウム半導体検出器	1	平成24年1月		
	2	大河原合同倅	仙南	○	○	NaIガンマ線スペクトロメータ	1	平成23年11月		
	3	仙台家畜保健衛生所	仙台	○	○	NaIガンマ線スペクトロメータ	1	平成23年11月		
	4	大崎合同庁舎	大崎	○	○	NaIガンマ線スペクトロメータ	1	平成23年11月		
	5	栗原合同庁舎	栗原	○	○	NaIガンマ線スペクトロメータ	1	平成23年11月		
	6	石巻合同庁舎	石巻	○	○	NaIガンマ線スペクトロメータ	1	平成23年11月		
	7	登米合同庁舎	登米・気仙沼・本吉	○	○	NaIガンマ線スペクトロメータ	1	平成23年11月		
	8	林业技術総合センター	全県	○	○	NaIガンマ線スペクトロメータ	1	平成23年11月		
水産物	1	気仙沼魚市場	気仙沼・本吉	○	○	NaIガンマ線スペクトロメータ	1	平成24年2月		
	2	志津川魚市場	気仙沼・本吉	○	○	NaIガンマ線スペクトロメータ	1	平成24年2月		
	3	女川魚市場	石巻	○	○	NaIガンマ線スペクトロメータ	1	平成24年2月		
	4	石巻魚市場	石巻	○	○	NaIガンマ線スペクトロメータ	1	平成24年2月		
	5	塩釜魚市場	仙台	○	○	NaIガンマ線スペクトロメータ	1	平成24年2月		
食肉等	1	旧消防学校	全県	○	○	ゲルマニウム半導体検出器	1	平成24年1月	水道水、食品等	
	2	食肉衛生検査所	登米等	○	○	NaIガンマ線スペクトロメータ	1	平成23年11月	食肉	
	3	旧消防学校	仙台	○	○	NaIガンマ線スペクトロメータ	3	平成23年11月	食肉	
	1	古川農業試験場	全県	○	○	NaIガンマ線スペクトロメータ	1	平成23年12月	土壤・堆肥等	
	2	農産・園芸総合研究所	全県	○	○	NaIガンマ線スペクトロメータ	1	平成23年12月	土壤・堆肥等	
その他	3	畜産試験場	全県	○	○	NaIガンマ線スペクトロメータ	1	平成23年11月	粗飼料等	
	4	旧消防学校	全県	○	○	ゲルマニウム半導体検出器	1	平成24年1月	女川原子力発電所周辺地域の環境試料	
	5	旧消防学校	全県	○	○	ゲルマニウム半導体検出器	1	平成24年3月	雨水、土壤等	環境生活部

5 広報・広聴対応

福島第一原子力発電所事故に関する相談窓口の相談件数について

1 開設日時

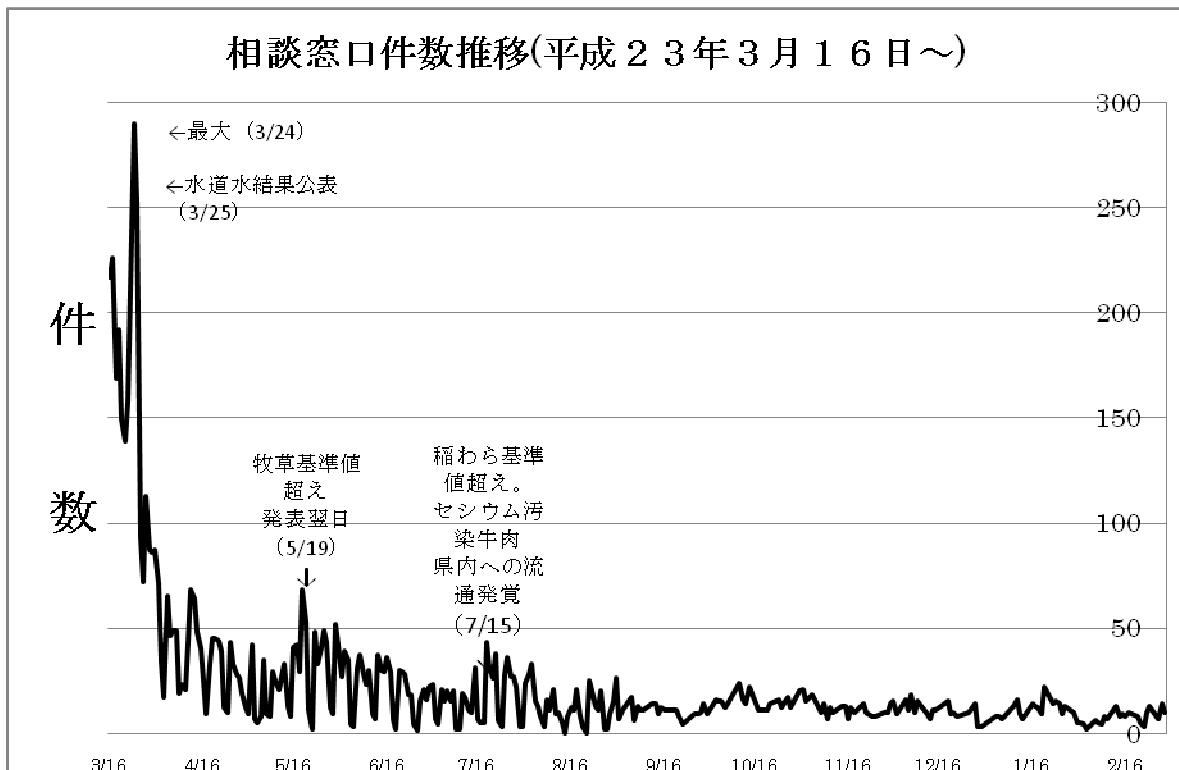
開設年月日：平成23年3月16日（水）

開設時間：午前9時から午後5時まで

2 最近の主な相談内容

- ・線量計の貸し出しについて
- ・家庭菜園の野菜を測定したいので、検査機関を紹介してほしい
- ・自宅周辺の空間線量を測定してほしい
- ・太白区富沢小学校の除染について
- ・旅行するに当たっての宮城県内の放射線量について
- ・薪風呂の使用者に対する注意喚起について

3 相談件数推移



平成24年3月16日 現在 累計 7,506件

みやぎ出前講座「放射線・放射能について」の実績

実施日 (平成24年3月16日時点)	申込者	人数	地域
平成23年11月18日（金）	コイト電工株式会社	30	仙台市
平成23年11月21日（月）	白石市公衆衛生組合連合会	220	白石市
平成23年11月25日（金）	丸森町商工会大張支部	20	丸森町
平成23年12月 2日（金）	美里町青生小学校父母教師会	64	美里町
平成23年12月 7日（水）	同和興業(株)	140	仙台市
平成23年12月 8日（木）	南小泉地区町内連合会	70	仙台市
平成24年 1月30日（月）	(社)宮城県シルバー人材センター連合会	100	仙台市
平成24年 1月31日（火）	登米市津山地区公衆衛生組合連合会	60	登米市
平成24年 2月 4日（土）	東北ゴム労働組合	25	仙台市
平成24年 2月 4日（土）	(社)宮城県トラック協会気仙沼支部青年部会	33	気仙沼市
平成24年 2月17日（金）	東北労働金庫築館支店	40	栗原市
平成24年 2月23日（木）	東北労働金庫岩沼支店ろうきん友の会	20	岩沼市
平成24年 2月27日（月）	石巻市健康部健康推進課	40	石巻市
平成24年 3月 1日（木）	角田市農村生活研究グループ	33	角田市
平成24年 3月 7日（水）	仙南地区生活研究グループ	64	大河原町
平成24年 3月13日（火）	弘慈会 石橋病院 医療安全対策委員会	129	栗原市
平成24年 3月14日（水）	鎌倉学級	29	多賀城市
平成24年 3月16日（金）	東日本環境防災専門校	27	仙台市
17		合計	1,144

※みやぎ出前講座は、東日本大震災の影響により、10月から受付再開

6 推進体制

東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議会則

(設置)

第1条 東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「事故」という。)は、県内各方面に深刻な影響を与えつつあり、県内の各団体等の一致団結した対応が求められていることから、総合的な対策の検討や情報提供・情報共有などを行うため、県内の産業界や消費者団体、有識者、自治体等で構成する東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議(以下「県民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 県民会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 事故による被害に係る総合的な対策に関すること。
- (2) 国等への要望等に関すること。
- (3) 事故による損害賠償請求に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 県民会議は、別表1に掲げる団体の長、有識者、自治体の長等をもって構成する。

- 2 県民会議に会長及び副会長を置き、構成員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 県民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、議題に関係のある構成員のみを招集し、会議を開催することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 県民会議の庶務は、宮城県環境生活部原子力安全対策課において処理する。

(雑則)

第6条 この会則に定めるもののほか、県民会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成23年9月12日から施行する。

別表1（第3条関係）

団体名等	団体名等
《農林水産業関係団体》 5団体 宮城県農業協同組合中央会会長 宮城県漁業協同組合経営管理委員会会長 宮城県森林組合連合会代表理事會長 社団法人宮城県畜産協会会長 宮城県土地改良事業団体連合会会長	《有識者》 2名 宮城県環境審議会会长 宮城地区緊急被ばく医療ネットワーク会議委員長
《商工業関係団体》 5団体 宮城県商工会議所連合会会長 宮城県商工会連合会会長 宮城県中小企業団体中央会会長 社団法人みやぎ工業会会長 一般社団法人日本旅行業協会東北支部支部長	《市町村等》 36団体 仙台市長 石巻市長 塩竈市長 気仙沼市長 白石市長 名取市長 角田市長 多賀城市長 岩沼市長 登米市長 栗原市長 東松島市長 大崎市長 蔵王町長 七ヶ宿町長 大河原町長 村田町長 柴田町長 川崎町長 丸森町長 亘理町長 山元町長 松島町長 七ヶ浜町長 利府町長 大和町長 大郷町長 富谷町長 大衡村長 色麻町長 加美町長 涌谷町長 美里町長 女川町長 南三陸町長 宮城県知事
《保健医療福祉関係団体》 5団体 社団法人宮城県医師会会長 社団法人宮城県歯科医師会会長 社団法人宮城県放射線技師会会長 社団法人宮城県薬剤師会会長 社団法人宮城県看護協会会長	
《交通運輸関係団体》 3団体 社団法人宮城県トラック協会会长 社団法人宮城県バス協会会长 東北港運協会会长	
《消費者団体》 1団体 宮城県生活協同組合連合会会長理事	
《教育・文化団体》 5団体 宮城県私立中学高等学校連合会会長 社団法人宮城県私立幼稚園連合会理事長 宮城県保育協議会会長 宮城県PTA連合会会長 仙台市PTA協議会会長	
《法曹関係団体》 2団体 仙台弁護士会会长 東北税理士会宮城県支部連合会会長	

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針【概要版】

【基本方針の概念図】

平成24年1月31日
宮城県

1 策定の趣旨

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）による被害等に対するため、県の総合的な対策についての基本的視点や個別取組方針を県民に示すものである。

2 方針の位置づけ

基本方針は、原発事故被害対策についての基本的視点等を示すものであり、この基本方針に基づき、国や県の予算措置状況等を踏まえながら、具体的な取組と事業をまとめた「実施計画」を策定する。
なお、現在までのところ原発事故の被害の全容が明らかになっておらず、また、今後、食品の安全基準の改定等が予定されていることから、適時適切に見直しを図る。

3 主な内容

(1) 目標

震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量※1ミリシーベルト以下の県土づくり～

これまでに誰も経験したことのない未曾有の原子力災害に正面から向き合い、震災以前の安全・安心なみやぎを再生するために、県は市町村・民間団体・県民と一体となって、目標達成に向けて取り組んでまいります。

(2) 目標達成のための基本的視点

(1) 不安解消のための徹底した対応～県民の目線に立った対応～
・監視・測定機器の増強や検査対象品目の拡充により、きめ細かな測定を行うとともに、測定結果を迅速に公表します。

(2) 徹底した放射線低減化システムの構築～年間放射線量1mSv以下の目標達成～

・住民が持ち込んだ家庭菜園等の農産物を測定するための体制整備に努めます。
・放射線低減化システムを構築し、生活環境から放射性物質を除去するとともに、県民への周知を図ります。

※放射線低減化システムの流れ

除染 ⇒ 保管 ⇒ 減容 ⇒ 封じ込め
(放射性物質の除去) (生活環境から隔離) (焼却等による容積の減少) (遮へい・埋却)

・5年以内の目標達成を目指し、汚染状況重点調査地域を中心市町村と一体となって除染を推進します。
・汚染箇所等の処理については、国の方針に基づき適正な処理に努めます。

(3) 県民の放射線・放射能に対する科学的知見の涵養～『確かな情報・確かな知識』～
・放射線・放射能に対する情報を県民一人一人が正確に理解できるよう、セミナー開催や出前講座の拡充のほか、あらゆる機会を通じて、正しい知識の普及啓発を図ります。

実施計画

※目標中の「年間放射線量」は「年間追加被ばく線量（外部被ばくをいい、自然及び医療由來の放射線を除く。）」を意味します。

(3) 個別取組方針

目標達成に向けた個別取組方針及び主な取組内容は次のとおり。

① 放射線・放射能の監視・測定

- 空間放射線量のモニタリング
 - ・全市町村における継続的な定点調査
 - ・県内各市町村へのモニタリングポスト（連続測定器）の配備
- 放射性物質のモニタリング
 - ・検査対象品目の拡充
 - ・水田、畑地土壤や家畜飼料等の検査
 - ・港湾における海水、工業用水、浄水発生土や下水汚泥等の測定
 - ・県民ニーズに対応した測定機器の整備
 - ・県民持ち込みの農産物等を検査するための体制整備

② 健康不安への配慮

- 有識者会議での検討を踏まえた健康不安の払拭
 - ・健康不安払拭のための取組の充実
 - ・健康への影響や対応方針等について国の責任と判断において示すよう求める要望の実施

③ 汚染・被害の拡大防止

- <放射性物質汚染の拡大防止>
- 飲食物による放射性物質汚染の拡大防止
 - ・暫定指標値や暫定規制値を超えた場合の出荷制限等の徹底
 - 経済的被害の拡大防止>

- 金融・経営支援
 - ・風評被害等により業績が悪化した中小企業者等に対する相談体制の充実
 - ・出荷制限や風評被害を受けた農林水産業者に対する経営継続の支援
 - ・輸出関連産業に対する取引継続等のための支援
- 技術支援

- 農林水産業者に対する検査体制等の整備のための支援
 - ・工業製品を対象とした残留放射能の測定支援

- 安全性のPR
 - ・県内産農産物等の安全性のPRと販売促進への支援やイベント等の開催
 - ・県内の観光の魅力を情報を発信するためのキャンペンやイベント等の開催

④ 放射線量低減化対策

- 除染実施市町村と一体となった取組の推進
 - ・市町村に対する除染支援チームや環境審議会への専門委員の設置、県と市町村による除染対策連絡調整会議の設置

⑤ 汚染物・廃棄物の処理

- 放射性物質による汚染物の処理の円滑化
 - ・国基準に従った汚染物処理の円滑な推進
- 放射性物質濃度が基準値を超える廃棄物等の国による処理の促進
 - ・放射性物質濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物等について最終処分までを国が主体的に責任を持つて行うよう求める要望の実施

⑥ 損害への対応

- 民間団体・市町村等の被害状況の把握
 - ・県民会議を通じた民間団体・市町村等の被害状況の調査や情報共有
- 損害賠償請求ワーキンググループの設置
 - ・県民会議に設置するワーキンググループでの損害賠償請求等の検討
- 国への要望及び東京電力への損害賠償請求等
 - ・原発事故による風評被害を含む県民すべての損害及び自治体の被害対策経費を賠償の対象として指針に明記するよう求める国への要望の実施
 - ・東京電力に対する市町村及び民間団体と連携した損害賠償の請求及び迅速かつ完全な賠償の履行を求める要請の実施

⑦ 正しい知識の普及・啓発

- ホームページ及び各種媒体による情報提供
 - ・「放射能情報サイトみやぎ」など各種広報媒体を活用した正確な情報の提供
- 不安解消に向けた対応
 - ・放射線等に関するセミナー・講演会の開催による正しい知識の普及・啓発
 - ・各種広報媒体やイベント等を活用した国内外へのPR

環境審議会「放射能対策専門委員」の設置について

1 目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性物質が広域的に飛散した。宮城県内においても様々な分野においてその影響がみられており、県民の不安は増大している。県では、これまで、空間放射線量や水道水・農産物などの放射能の測定を実施してきたが、県民の一層の不安解消を図るためにには、技術的なアプローチと高度な知識に裏打ちされた広報・啓発が不可欠である。

そのため、本県の環境の保全にかかる基本的事項を調査審議する「環境審議会」において放射性物質汚染に関することについて諮問し、同審議会からの意見を本県の放射線・放射能にかかる施策・事業に反映させるもの。なお、環境審議会においては、専門委員を設置して調査審議する。

2 諒問事項

「東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた宮城県内の放射線・放射能に関する測定及び線量低減対策のあり方について」

3 専門委員の設置

環境審議会条例第4条の規定により、専門の事項を調査させるため、専門委員を置く。

	氏 名	職 名	備 考
1	いし い けい ぞう 石 井 庆 造	東北大学大学院工学研究科量子エネルギー 一工学専攻教授	
2	いし づか のぶ お 石 塚 祥 雄	社団法人 日本原子力産業協会 常務理事	
3	いの うえ ち ひろ 井 上 千 弘	東北大学大学院環境科学研究科教授	環境審議会委員
4	す どう りゅう いち 須 藤 隆 一	東北文化学園大学大学院客員教授	環境審議会委員
5	にし むら おさむ 西 村 修	東北大学大学院工学研究科教授	環境審議会水質 専門委員
6	ほそ みまさあき 細 見 正 明	東京農工大学教授	

(順不同)

4 これまで及び今後のスケジュール

- 平成23年12月20日 環境審議会会長に諮問
- 平成23年12月26日 環境審議会放射能対策専門委員の委嘱
- 平成23年12月26日 第1回 環境審議会放射能対策専門委員会議の開催
- 平成24年 1月19日 第2回 環境審議会の開催
- 平成24年 1月30日 第2回 環境審議会放射能対策専門委員会議の開催
- 平成24年 3月28日 第3回 環境審議会の開催

7 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の実施

県の除染対策への取組

1 放射性物質汚染対処特措法に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定及び市町村の状況

(1) 平成23年12月28日指定

- ・8市町の全域が指定

(石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町)

(2) 平成24年2月28日指定

- ・亘理町の全域が指定

(3) 指定市町の状況

- ・県内の汚染状況重点調査地域の各市町では、亘理町も含め、3月中に計画を策定し、4月以降に除染を開始することを目指し、除染実施計画を策定中。なお、石巻市については、継続調査することとしている。

2 除染に対する県の取組

(1) 放射性物質汚染に係る除染支援チームの編成

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定された市町の円滑な除染の推進を支援するため、関係職員で構成する除染支援チームを編成し、国との調整、除染実施計画の策定支援など、市町村と一体となって除染を推進している。

- 設 置： 平成23年12月21日
- メンバー： 環境生活部内の職員23名

(2) 除染対策連絡調整会議の設置

汚染状況重点調査地域の市町が除染対策を推進するにあたり、県と当該市町による除染対策連絡調整会議を設置しており、相互に情報を共有しながら共通する課題を検討し、今後の円滑な除染の実施につなげている。

- 構 成： 汚染状況重点調査地域の市町長と県（幹事会は担当課長）
- 第1回会議： 平成23年12月26日
- 第1回幹事会： 平成24年 2月 9日

(3) 環境審議会「放射能対策専門委員」の設置

本県の環境の保全にかかる基本的事項を調査審議する「環境審議会」において、放射能対策のあり方について諮問し、審議会からの意見を、除染対策を含めた本県の放射線・放射能にかかる施策・事業に反映させるもの。環境審議会において、専門的に審議するため「放射能対策専門委員」を設置した。

- 構 成： 学識経験者6名（座長：須藤隆一環境審議会会长）
- 第1回会議： 平成23年12月26日
- 第2回会議： 平成24年 1月30日

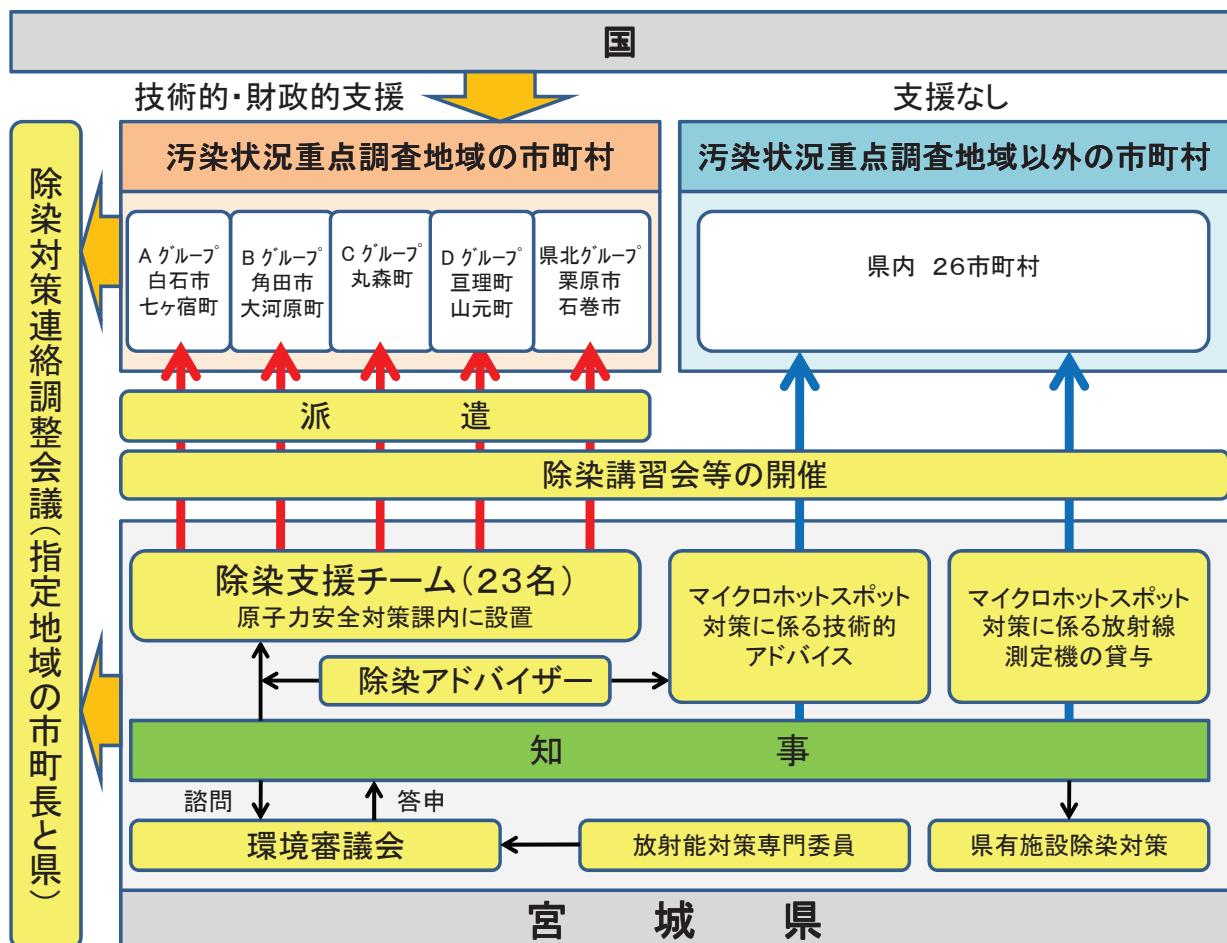
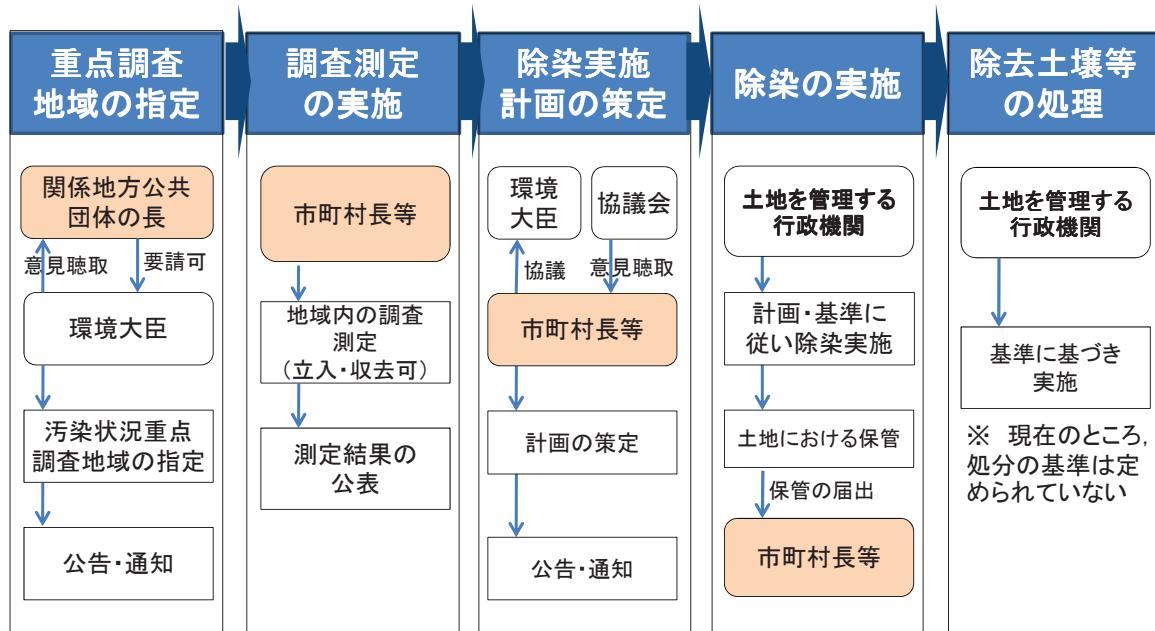
(4) 除染アドバイザーの委嘱

市町村に対する除染に関する技術的なアドバイス又は、県有施設の除染を行う上で、特に専門的な知識や技術的知見が必要になる場合もあるため、除染や放射線・放射能などの専門的な知識を有した学識経験者を除染アドバイザーとして委嘱し、様々な場面で活用している。

(5) 市町村職員向け除染講習会の開催

汚染状況重点調査地域の市町村の除染対策及びそれ以外の市町村におけるマイクロホットスポット対策への円滑な推進のため、除染活動の実務等について、専門家を招き、県や市町村の職員に対する研修会を開催する。（3月27日開催予定）

除染対策の流れと県の取組



8 東京電力福島第一原子力発電所 事故による損害に係る賠償等

東京電力福島第一原子力発電所事故による 損害に係る賠償等について

福島第一原子力発電所事故による損害賠償の流れ及び県の対応等については、次のとおりです。

